公調委令和４年（ゲ）第１１号　神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

決　　定

（当事者省略）

主　　文

本件裁定申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

申請人に生じた睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛などの健康被害は、被申請人が肩書地に設置したヒートポンプ給湯器（以下「本件給湯器」という。）から発生する低周波音によるものである。

２　被申請人

⑴　本案前の答弁

本件裁定申請を却下する。

⑵　本案の答弁

本件裁定申請を棄却する。

第２　事案の概要

本件は、申請人が、道を挟んで隣家に居住する被申請人が設置した本件給湯器からの低周波音によって睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛などの健康被害が生じたと主張して、被申請人を相手方とし、上記被害の原因が本件給湯器から発生する低周波音によるものである、との原因裁定を求める事案である。

１　前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか、掲記の各証拠及び手続の全趣旨により容易に認められる。

⑴　当事者

ア　申請人（昭和４３年×月×日生）は、平成３１年１月に鎌倉市から肩書地に転居し、同土地上に所在する木造瓦ぶき平家建ての居宅（以下「申請人宅」という。）に居住している。（甲５及び６）

イ　被申請人は、申請人の転居前から肩書地に居住していたが、令和２年に同土地上に自宅を建て替えて、同年６月２７日からは、木造スレートぶき２階建ての居宅（以下「被申請人宅」という。）に居住している。（甲７）

被申請人宅の配置状況は、別紙１図面のとおりである。被申請人は、建て替えに伴い、同図面のＡ地点に本件給湯器の室外機及び貯湯ユニットを設置し、被申請人宅への入居時から、本件給湯器を稼働させている。（職１）

⑵　申請人宅及び被申請人宅の位置関係等

申請人宅及び申請人宅周辺の状況は、別紙２図面のとおりである。申請人宅の南側に被申請人宅があり、申請人宅南側から本件給湯器までの距離は、１２．２ｍ程度である。申請人宅周辺は、西（坂下）から東（坂上）にかけて急な斜面となっているが、申請人宅、被申請人宅及び申請人宅の北側にある居宅は、ほぼ同じ高さに位置している。（職１）

⑶　本件裁定申請に至る経過及び本件の審理経過

ア　申請人は、平成１８年１１月に全身の倦怠感、肌のピリピリする痛み、鋭い頭痛、平衡感覚異常、目の痛み等が発現し、平成１９年１月に電磁波過敏症と診断された。同年１２月には、肺の痛みや喘息、口内炎、肌の痒み及び腫れ等の化学物質過敏症の症状が発現したが、症状は、平成２７年の夏頃には落ち着いた。同年９月に右手首から右肩までの痛みが発現し、反射性交感神経性ジストロフィーと診断され、平成２８年３月に障害者手帳の交付を受け、ヘルパーの支援を受けながら生活し、３年程度で寛解した。その後、電磁波過敏症の症状は肩書地に転居するまでには軽快したも

のの、一時的に体調を崩すことがあった。

イ　申請人は、肩書地に転居した後、平成３１年４月頃から起床時に両腕に神経痛が発現し、圧迫感や胸苦しさを覚えるようになったことから、低周波音の発生源を減らすため、在宅中は申請人宅の浄化槽のブロワーを止め、居間に滞在する間は冷蔵庫を止め、脱水時のみ洗濯機を使用するなどして生活していた。

ウ　申請人は、被申請人から住居の建て替え予定があると聞き、令和元年５月又は６月頃、被申請人にヒートポンプ給湯器を設置しないか、あるいは申請人宅から遠ざけて設置するよう求めた。被申請人は、本件給湯器を当初の計画よりも申請人宅から遠ざけて、上記⑴イのとおり設置した。

エ　申請人は、令和２年４月、被申請人に診断書を提出して本件給湯器の対応を依頼するため、ａクリニックを受診した。同クリニックの医師は、同月２９日、申請人について、電磁波過敏症・低周波音障害の疑いと診断した。（乙６）

オ　申請人は、令和３年２月に申請人宅において低周波音の測定を行った上、同年３月１１日、横浜地方裁判所横須賀支部に対し、本件給湯器から発生する低周波音により健康被害が発生していると主張して、被申請人及び本件給湯器の設置業者を相手方として、本件給湯器の撤去を求める仮処分命令を申し立て、その後、申立ての趣旨を本件給湯器の設置場所を別紙１図面のＣ地点に移設すること等を求める趣旨に訂正した。同手続の審尋において、被申請人は本件給湯器を別紙１図面のＢ地点に移設することに了承したが、上記Ｃ地点への移設には応じなかった。同支部は、同年１０月１８日、本件給湯器から低周波音が発生していること、当該低周波音の申請人宅への到達が違法であること、申請人が低周波音障害に罹患したこと及びその原因が本件給湯器であることについていずれも疎明がないとして、申請人の申立てを却下する決定をした。（乙１）

カ　申請人は、令和３年１０月２７日、上記オの決定を不服として即時抗告したが、同年１２月２７日、抗告審において、申立てを取り下げた。

キ　ａクリニックの医師は、令和３年１１月７日、申請人について、令和２年６月２７日から、睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛などの自律神経失調症状が継続しているとして、自律神経失調症、低周波音障害の疑いと診断した。（甲５）

ク　申請人は、ｂ研究会に低周波音の測定を依頼し、ｃは、令和４年１月２０日午前１１時２０分から同月２１日午後０時まで、申請人宅において低周波音の測定を行った（以下「申請人測定」という。）。（甲１の２）

ケ　申請人は、令和４年６月１０日、神奈川県公害審査会に対し、被申請人を相手方として、本件給湯器の移設等を求める調停を申請したが、同年８月１５日、不調となった。

コ　申請人は、令和４年１１月１５日、本件裁定申請をした。

サ　当委員会は、裁定委員若生俊彦を受命委員に指名した上、令和６年１月２２日、同委員及び公害等調整委員会事務局職員による、申請人宅及び被申請人宅の状況に関する現地調査（以下「本件調査」という。）を行った。（職１）

シ　上記サに先立ち当委員会は、倉片憲治を専門委員に選任し、同専門委員は本件調査にも立ち会い、専門委員意見書（職２）を作成した。なお、申請人は、同専門委員の選任に対して、同人の公平性に疑義があるとして忌避申立てを行ったが、そもそも専門委員の選任に対する忌避申立ては制度上認められてないのみならず、同専門委員に専門性及び公正かつ公平な職務遂行に疑いを生じさせる事情はない。

ス　申請人は本手続の終結段階で本件給湯器の室外機を別紙１図面のＢ地点に移設することによる解決を提案し、当委員会において調整を行ったものの、被申請人はこれを拒否した。

2　当事者の主張の要旨

⑴　本案前の主張

ア　被申請人

（ア）申請権の濫用

本件裁定申請の内容は、地裁において被保全権利の疎明がないとして却下され、抗告審で申請人が取り下げる形で終了した仮処分命令の申立てと同じであり、一度司法判断に服した内容を再度申し立てることは、被申請人に相当な応訴負担を課すものであるから、濫用的な申請に当たる。

（イ）公害紛争該当性の欠如

近隣住民の中で本件給湯器からの被害を訴えているのは申請人のみであり、相当範囲にわたる騒音に係る被害ではない。被害内容が不定愁訴であることからしても、本件で申請人が主張する被害は、公害紛争に当たらない。

イ　申請人

（ア）申請権の濫用への反論

仮処分命令の審理時は、低周波音を受ける申請人側からの測定結果しかなかったものであり、本件裁定申請は、音源側からの測定などの詳細な調査が行われ、双方の理解が深まることを期待して行ったものであるから、濫用的な申立てではない。

（イ）公害紛争該当性の欠如への反論

相当範囲にわたる騒音に係る被害とは、騒音にある程度の広がりがあれば、被害者が一人の場合でも、裁定手続の対象となる。２０Hz 以上の可聴の低周波音は、波長が長いため広範囲に広がりを持つから、公害紛争該当性は認められる。

⑵　本案の主張

ア　申請人

被申請人は、令和２年６月２７日から現在まで、本件給湯器から低周波音を発生させ、申請人に、睡眠障害・圧迫感・頭痛・胸痛・耳の痛み・筋肉痛などの健康被害を生じさせている。

申請人測定の結果、午後６時５０分から午後８時１０分までの時間帯及び午前０時３０分から午前３時４０分までの時間帯に、４０Hz帯域で３５dBを超える低周波音が記録されている。この４０Hz帯域の低周波音は、被申請人宅方向から申請人宅内へ到達しており、本件給湯器の稼働時間と整合し、かつ、申請人の症状が発現する時間帯とも連動しているから、申請人の健康被害の原因は、本件給湯器から発生する４０Hz帯域の低周波音である。

イ　被申請人

低周波音による被害は一般的な因果関係でさえ明らかになっていない上、申請人は、本件給湯器が稼働する前から低周波音障害と診断されており、心身の不調の原因が本件給湯器以外にあることを認めている。本件給湯器から発生する低周波音と申請人の身体の不調との因果関係は認められない。

第３　当裁定委員会の判断

１　認定事実

前提事実及び掲記の各証拠並びに手続の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

⑴　家庭用ヒートポンプ給湯器について

ヒートポンプ給湯器は、深夜から明け方にかけて深夜電力を使用し、ヒートポンプユニットで湯を作り出し、貯湯ユニットに湯を貯める機器である。運転音は、主にヒートポンプユニットの圧縮機及び送風機から発生し、深夜は周囲が静かなため、運転音が小さくとも認識されやすい傾向にある。ヒー

トポンプ給湯器の騒音レベルは、ヒートポンプユニット近傍で４０dB程度であり、特に冬場は、圧縮機及び送風機の回転数が上昇するため、運転音が大きくなる傾向がある。（乙５）

⑵　申請人測定について

ア　ｃは、令和４年１月２０日午前１１時２０分から同月２１日午後０時まで、申請人宅の敷地南西角（別紙２図面「Ｐ１」の位置）、敷地南東角（別紙２図面「Ｐ２」の位置）、敷地北東角（別紙２図面「Ｐ３」の位置）及び敷地北西角（別紙２図面「Ｐ４」の位置）並びに申請人宅内の居間（別紙２図面「Ｐ５」の位置）及び寝室（別紙２図面「Ｐ６」の位置）に騒音計を設置し、低周波音の測定を行った。（甲１の２）

イ　測定の結果、４０Hz帯域については、令和４年１月２０日午後６時５０分から午後８時１０分までの時間帯に、申請人宅敷地南西角（Ｐ１）で最大４２dB（１／３オクターブバンド音圧レベル。以下同じ。）、申請人宅居間（Ｐ５）で最大４２dB、申請人宅寝室（Ｐ６）で最大３２dBが記録され、同月２１日午前０時３０分から午前３時４０分までの時間帯に、申請人宅敷地南西角（Ｐ１）で最大３８dB、申請人宅居間（Ｐ５）で最大３８dB、申請人宅寝室（Ｐ６）で最大２９dBが記録された。（甲１の２）

２　本案前の主張について

⑴　申請権の濫用について

被申請人は、本件裁定申請は、抗告審まで争われて申請人の取下げにより終了した民事保全事件と同一内容の紛争の蒸し返しであり、申請権の濫用に当たると主張する。

民事保全事件の経緯については既に認定したとおりであり、同手続においては本件紛争に関わる権利義務関係の確定には至っておらず、本件裁定申請は、申請人において、新たに収集した証拠等に基づき紛争解決を求めるものと認められ、本件全証拠に照らしても、申請権の濫用に当たる事情は認めら

れない。したがって、本件裁定申請が申請権の濫用であるとする被申請人の主張は採用しない。

⑵　公害紛争該当性について

ア　被申請人は、近隣住民の中で本件給湯器からの低周波音による騒音被害を訴えているのは申請人だけであり、そもそも本件給湯器は申請人に対して被害を生じさせる程度の騒音を発していないから、申請人の申請内容は相当範囲にわたる騒音に係る被害を主張するものではなく、公害紛争性を欠如する旨の主張をする。

公害等調整委員会による裁定を申請するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが前提要件とされている（公害紛争処理法（昭和４５年法律第１０８号。以下「法」という。）４２条の２７第１項）。そして、法２条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（平成５年法律第９１号）第２条第３項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法２条３項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち､事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(中略）騒音（中略）によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定めている。そこで、本件裁定申請が上記の要件を満たすか否か、特に相当範囲にわたる騒音といえるか否かについて、以下に検討する。

イ　申請人測定の結果は測定・分析の方法に照らして信頼できるところ、これによれば、申請人宅において、令和４年１月２０日午後６時５０分から午後８時１０分までの時間帯及び同月２１日午前０時３０分から午前３時４０分までの時間帯に測定された４０Hz帯域の低周波音は、被申請人宅に近い敷地南西角及び申請人宅居間から申請人宅寝室にかけて減衰していることが認められ、これによれば同低周波音の発生源は被申請人宅の方向にあることが推認される。加えて、上記の低周波音の発生時間帯が本件給湯

器について通常想定される稼働時間帯と矛盾しないこと及び本件調査の結果、同低周波音の発生源と目される方向に別の機器の存在が特段確認されなかったことも考慮すれば、申請人宅で測定された上記の４０Hz帯域の低周波音は、本件給湯器から発生しているものと認められる。

しかしながら、本件給湯器からの低周波音による周囲への影響を検討するに、その音圧レベルは申請人宅内で最大４２dB程度であり、環境省の低周波音問題対応のための評価指針に記載されている心身に係る苦情に関する参照値（４０Hz帯域で５７dB）を大きく下回るものである。この点につき、申請人は個人差があること等から参照値に依拠すべきでないと指摘するところ、その当否はおくとしても、４０Hz帯域の聴覚閾値は、若年健聴者（１８～２５歳）では、平均で約５１dB、２０人に１人の割合で存在する聴力の良い者で約４１dB、１００人に１人の割合で存在する聴力の良い者で約３６dBと推定されること（ＩＳＯ－２８９６１）に照らせば、そもそも本件給湯器からの低周波音は、聴力の良い一部の者に聞こえるか聞こえないかといったレベルのものであるから、一般的に、心理的、生理的影響による健康被害を生じさせる程度のものとは認められない。

さらに、申請人は申請人測定の時点で５３歳であり、加齢に伴う聴覚閾値の上昇（聴力の低下）が低周波音に対しては平均して１０dB程度とされていることからすれば、仮に申請人が１００人に１人の割合で存在する聴力の良い者であったとしても、その聴覚閾値は最小で４６dB程度であったと推定される（職２）。本件給湯器からの低周波音は、これをも下回るものであり、既に認定した申請人の申し立てる症状の経過に照らしても、本件給湯器からの低周波音が申請人に健康被害を生じさせる原因となり得るかは、疑問といわざるをえない。

その上で、本件調査で確認した申請人宅周辺の状況を前提に、本件給湯器を起点として、４０Hz帯域で４２dBの音が到達する範囲を推計すると、

別紙２図面の青色の同心円状の範囲となり（職２）、申請人宅及び申請人宅西側の居宅の一部が含まれるのみである。上記のとおり４０Hz帯域で４２dBの音は、聴力の良い一部の者に聞こえるか聞こえないかといったレベルのものであり、上記の同心円状の外側にはさらに減衰した音圧レベルで到達するから、本件給湯器からの低周波音は、周辺の住居に、住民の健康被害を生じさせる程度のものとして到達していないことは明らかであり、相当範囲にわたる被害を生じさせるものではない。

ウ　以上のとおり、本件給湯器から発生する低周波音は、申請人宅のみならず、周辺の住居へも人の健康被害を生じさせる程度に到達していないことは明らかであって、相当範囲にわたる被害を生じさせるものではない。

したがって、本件裁定申請は、法４２条の２７第１項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、却下の決定をするのが相当である。

第４　結論

よって、法４２条の３３において準用する法４２条の１３第１項の規定に基づき、申請人の本件裁定申請を却下することとして、主文のとおり決定する。

令和６年６月７日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長　　永　　野　　厚　　郎

裁 定 委 員　　若　　生　　俊　　彦

裁定委員野中智子は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長　　永　　野　　厚　　郎

※決定文中の別紙は省略